

産児制限運動助長の件

大阪一般労働組合

今日の無産階級にとって産児制限の問題は、議論の問題に非ずして、切実なる必要——に迫られたる實行の問題である。しかるに拘らずこの問題はブルジョアにとつては醫學的な人工流産として合法性を獲得してゐるが、プロレタリアにとつては良風美俗を害するものとされ、一歩誤れば墮胎の罪を構成するのである。併し産児制限運動も他の諸法制と共に

一、抑壓時代

二、放任時代

三、默認時代

四、公認時代

過渡するものであるが、一部頑冥なる宣憲は別として全体的に見て今や日本は默認時代より公認時代への過渡期と觀察し得らる。故に私ども新生の産院より解放し、現實に家庭生活を確保するため少く共に二段階の見解すべきである。

（一）第一段階として産児制限を公認せしむる運動をなさしむる事

労働代表委員会組織の件

誠進労働組合

労働組合の組織は闘争を通じて組織されるのが原則である。故に闘争の展開は組織の結論を得るのである（唯だ茲に注意すべきは、我々労働爭議そのものに興味を持つに非ずして、^勞大眾の要求たるよりよき労働條件獲得のための闘争であることを明瞭にせねばならぬ。この見解の相異は一時的大衆運動を期待するものと、永續的労働組織を期待するものとの相異である）。この見解の下に労働代表委員会を左の如き方針の下に組織すべきである。

一、組織過程に於ける工場の各部より代表委員（非組合員をも含む）を選出し、その要求を統一し、それを旗印として組織及闘争に展開せしめること。

二、代表委員は必然的にその機能を發揮するためにも組織運動に参加するが、組織後も代表委員會は解散せしめず組合内の機關として存置し（役員會として）、益々その機能を發揮せしめるべきである。

—